

地域集会所指定管理者選定事業者提案概要

項目	一般財団法人墨田まちづくり公社
1 利用者サービスの向上	(1) 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか ・ 墨田区地域集会所の管理運営に関する条例及び同施行規則等を遵守し、利用者への公正・公平な扱いを旨とした管理運営を実施
	(2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか ・ 地域住民の連帯を基盤とした自治活動を振興し、協治（ガバナンス）の考え方に基づいた住民主体による地域住民の活動の場となるよう、地元町会等により構成された管理運営協議会と協働で管理運営
	(3) 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か ・ 地域集会所の予約状況について、利用時間区別に公表し、月に2回ずつ更新 ・ 業平三丁目集会所トレーニング室において、利用者ごとの個人メニューとプログラムの作成を実施 ・ 現在2か所の地域集会所において実施している午後利用区分の2分割について、利用者の意見を参考にしてさらに2分割利用の実施を推進
	(4) 利用者の要望・意見等を聴くための手段と業務改善の取組があるか ・ 利用者アンケートを毎年1回以上実施し、稼働率の向上に資するよう施設の運営に反映 ・ 施設運営の向上や業務改善に役立てるため、利用者意見を集約するための「ご意見箱」を全地域集会所に設置
	(5) 地域コミュニティの活動が活性化に繋がるような独自の提案があるか ・ 地域集会所をコミュニティ醸成の核として、地域住民主体でコミュニティの形成及び発展を図るよう、管理運営協議会と協働による施設運営 ・ 受講生同士のコミュニティの輪を広げるため、地域集会所の空き時間帯を活用して公社主催のコミュニティ事業「生きがい趣味の教室」を引き続き実施
2 効率的・効果的な施設の運営	(1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか ・ コミュニティ醸成の輪を地域住民主体で広げていくよう、管理運営協議会と協働で地域集会所の維持管理業務を実施
	(2) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか ・ 電気料金の抑制と機器の長寿命化、環境負荷の低減を図るため、照明のLED化を推進
	(3) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか ・ 指定管理料（提案額）：28,318,000円
	(4) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか ・ 維持管理業務の第三者委託は、可能な限り区内事業者を優先 ・ 地域の管理運営協議会と協働による管理運営
	(5) 利用者の増加策や施設稼働率（利用率）向上への取組は効果的か ・ 地域集会所の予約状況について、利用時間区別に公表し、月に2回ずつ更新（再掲） ・ 地域住民やサークルへの利用呼びかけ、管理運営協議会と連携した地元町会等への働きかけを実施 ・ 現在2か所の地域集会所において実施している午後利用区分の2分割について、利用者の意見を参考にしてさらに2分割利用の実施を推進（再掲） ・ 地域集会所における区の事業実施（高齢者福祉事業等）による利用を積極的に働きかけ
3 事業計画の遂行能力	(1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか ・ 自己資本比率 令和元年度 86.4% ・ 経常損益 令和元年度 123,803千円
	(2) 職員構成、職員数及び組織の管理・運営体制は適切か ・ まちづくり公社 26名 常務理事1名 コミュニティ課長（総括責任者）1名、コミュニティ係長（責任者）1名含むコミュニティ係員5名 管理課長（現在はコミュニティ課長兼務）1名、管理係員6名 ほか13名 ・ 管理運営協議会には会長、副会長、庶務担当、会計にそれぞれ1名ずつ配置
	(3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取組は十分か ・ 総括責任者は、行政に関して特に豊富な事務経験を持つ、コミュニティ課長の職にある者 ・ 公社職員としての組織的な研修のほか、地域集会所の管理運営業務に必要な知識等は、職場内研修を実施 ・ 管理運営協議会に対しては「墨田区地域集会所管理運営協議会手引き」を配布するほか、業務能力と利用者サービスの向上に資するよう指導
	(4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか ・ 利用者、地域住民との信頼関係が損なわれないよう、「一般財団法人墨田まちづくり公社個人情報保護規程」を遵守 ・ 「一般財団法人墨田まちづくり公社情報公開規程」により、公社情報の公開申し出には適切に開示
	(5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か ・ 被害の最小化と早期の復旧に努めるよう、「地域集会所緊急時対応マニュアル・危機管理マニュアル」に基づいて行動 ・ 全ての地域集会所内に上記マニュアルと緊急時連絡網及び連絡先を掲示 ・ 大規模災害発生時等には、地域の災害活動拠点等としての目的外利用が想定されることから、区の方針に基づき最大限の協力体制をとり、事態収束後は業務再開のための体制を整備 ・ 苦情対応はコミュニティ係長が窓口となり、迅速・適切な処理を行うとともに、利用者の理解が得られるよう、施設内に苦情の内容と対応結果を掲示